時事新報

明治十八年十月七日（水曜日）
舊乙酉八月廿九日 きのと、未
日出午前六時零一分 日入午後五時三十五分 月出午前四時三十三分 月入午後五時零分
滿潮 午前四時二十四分 午後四時五十分
（西暦一千八百八十五年）

時事新報定價（日曜日ハ休刊）
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵税一箇月金廿六錢 一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ郵送無料ニテ配達致候
東京 横濱 横須賀 從神奈川至小田原驛 函根七湯 大坂
京都 大津 神戸 尾ノ道 馬關 岡山 廣島
和歌山 堺 高知 下ノ關 名古屋 岐阜 岡崎 豐橋
四日市 津 松坂 山田 仙臺 福島 二本松 石ノ巻
函館 青森 弘前 宇都宮 高崎 八王子
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク郵送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八厘五	五錢五厘	五錢二厘
五十行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

公の商店と私の住居とを分離すべし

人の心身は外部周圍の事情に制せられて様々に變るものなり既に古人の言葉にも居は氣を移し養は體を移すとあり即ち人の居所修養の甚だ大切なる所以なるべく古へ封建武士の如きその平生の行爲自から氣高くして容易く他より凌ぐ可らざるの風勢ありしも全くは封建制度の下に立ちし其居所修養克く士人の武風を致したる者なりと云はざる可らざるなり昔し水戸藩にて名君の聞れありし烈公が江戸詰の武士の氣風甚だ以て凜然たらざるを嘆息し藩邸内、百間長屋の裏互ひに僅か壁一重を隔てゝ僅に幾十幾百の世帶を張らしむるの法は士人の武風を汚すことと誠に勘きとなさず一家數口九尺二間の狭室に蟄息して猫額大の庭地を眺め居りながら士人の胸中常に遠大高尚の氣を養ひ得んとは思ひも寄らざる事なりとて江戸詰の士人をして斷然國に就かしめ廣々したる屋敷地を領し高門大屋を平生の居所と宏大に暮らさせなば彼の長屋附合に小者じみる野卑の風俗も脱去り心事遠大爲めに士人の面目を一洗するとあらんとて用も無き江戸詰の士人を國元に送り還したる由は既に人の記臆にも存する所なり畢竟居は氣を移すの喩へにて士人の氣を高尚にせんと欲せば先つその居を宏大に構へざる可らざるの趣烈公の爲す所工風し得て甚だ妙なりと申すべきなり

○今や事柄こそ全く變りたれど日本は商を以て國を立つべし商賣に依頼せざれば國の富強保つ可らず商を營むは志士の耻辱に非ずしてその面目なり社會は商人に地位と名譽を與へてこれに尊敬を表そると大切なりとは毎度我輩の申し陳ずる所にして社會一般の人と雖も亦決して商人に身位名譽を與ふるを吝む者には非ざるなりされば今日に於ては各種の商人誰憚る處もなく公然世に出でゝ己れの地位を高め又己れの名譽を作ると兼より勝手自由にして傍らより故障を差入るゝ者は絶て無かるべきに物は依然として封建の昔し武士に頭を踏附けられたるその素町人の舊習を保守し少しも

○奮發して自から社會榮譽の中心たらんとする精神なきは實に歎かざるを得ざる次第ならずや日本橋の以南以北京橋本銀町通りの一直線又た本町その他數寄屋の大通りを東西に通覽するに凡ろ東京市中の豪商富家と呼ばるゝものは大抵こゝに居住せざる無く即ち日本帝國の首府たる東京商賣の樞軸は全くこれ這に在るとならんと雖も偖その豪商富家なる者が平生如何なる生活を爲すやと尋ぬるに紅塵百丈の眞中僅か表店の裡ふ一隅を割據し主人を始め妻子眷族下女下男より店向き召使ひの番頭丁稚に至るまで隙なき狹屋に雜居混同ぞ猫額大の庭地尚且つ踏むべきの餘地なく青々したる草木の繁茂さへもみるを味むる能はざるの始末、終年終生土藏の中に籠城して以て全國商賣の活機に當らんなどとは實に思ひも寄らざる次第と申すべきなり夫れも德川の頃、素町人の頭が擧がらざる世柄ならば卑屈因循にても世渡りは濟むべしことに向て其志を遠大にし商人能く社會榮譽の中心たるべしなど勸誘するも固より無益の談にして其卑屈の儘に打捨て置くも差支え無きとながら抑も立國の大本を商人に托せんとそる今年今日に當り又東京商賣の樞軸たるその處に店を構へて何はも德川時代素町人の生活法を忘るゝみと能はざるが如き有様にては社會の人は商人を重んじて惜氣も無くその地位名譽を與へんとするとも肝腎の商人等が獨てこれを受取るの勇氣なからんことを恐るゝなり

我輩は現時商人の氣力の富まざるを嘆息すると限り無けれども何故に商人の卑屈斯くまでに甚しきやとその原因に溯り考ふるに蓋し様々の由縁もあるならんかなれども其重なる者は即ち德川封建の時代、素町人たりし居所修養の結果爾く今の商人に禍したることゝ評せざるを得ず左れば居は氣を移すの言葉はよく〳〵事實に相違なくして水戸の烈公が江戸詰めの士人を國邑に移したるを眞の卓見なりとすれば商人と士人と其趣稍異なれども商を以て國を立るの今日に當り我輩が今の商人に向て其心事の高尚に志の大なると要するは烈公が其藩士に求めたるものに異ならず、故に我輩の所望を云へば東京の豪商等も先づその居處移轉のことを企て商賣の中心たる騷々しき巷を離れて然るべき地に邸宅を求め門口玄關の構へより家屋庭苑の作り等その力に應じて壯大の土木を起し主人一家、公明正大に紳士の生活を營みその中心市場の店向きとは純粹なる商賣の事務所となし日にその事務所に出張して商賣取引の繁務に當りその業務畢れば則ち直ちに邸宅に歸りて家族團欒の快樂を享け又は知人朋友の交際に閑を消する等純然たる上流士君子の家風を成すこと最も願はしき所なりと要するに今の商業を營みて立國の根本ともなる者は善く勤め、善く樂み、善く節し、善く奢りて始めて文明世界の商人と云ふべきなり西洋各國商人の有様を觀るにその居家と商店とは皆別々にして中央市場、繁華雜踏の街路には商店を設け置き少しく田舍に隔りて閑靜清潔の地に宏大なる邸宅を構へその身は馬車汽車の便を假りて往てその商店を監督するの慣行にして倫敦巴里紐育その他何れの處も大同小異、これを我東京商人の有様に比すれば天淵の相違なるならず抑も十九世紀の今日に於て人の榮譽尊敬は專ら財力の多少に係るなど正ふ世界の通法なるに日本の商人は強ひて自から此通法を外れ自家の產の厚きにも拘はらずして自から卑屈を悅び態と醜體を示そとて實に不審に堪へざるなり偶ま他の大人の邸宅に出入するも鞠躬如として漸く其門を潛り又九拜して其堂に上るが如き見苦しき次第ならずや畢竟身に慣れざる壯觀に膽を奪はれて然るものなれども若し自分の邸宅に門口家屋の盛なるあらば何ぞ他の盛なるに逢ふて恐るゝ所あらんや巍然たる自家の門を出でたる者は他家の門を通るに其巍然たると見ず即ち氣の滿るものにして其心の高尚と助けて人品を重からしむるの働きは尋常に非ざる可きなり左れば今の日本の商人が何ほどに資産を增し何ほどに土藏を立並べても出入に門なく住居に庭園なく土藏の間に廂の下に眠食そるが如き有様にては百事前途の望あることなし居は氣を移すの一義違ふなどなくば其居と素町人にして其人の素町人ならざらんことを望むは蓋し無理なる事ならんのみ

官報

○太政官第五十五號　陸軍省 司法省 府縣
本年（五月）第二十一號達鎭臺條例中七軍管疆域表分營ノ區畫中第一師管ノ下「高崎」ノ次ニ「小笠原島」第三師管ノ下「新發田」ノ次ニ「佐渡」第九師管ノ下「隱岐」第十一師管ノ下「大島」「沖繩」第十二管ノ下「福岡」ノ次ニ「五島」「對馬」ヲ追加候條此旨相達候事
明治十八年十月六日　太政大臣公爵三條實美

○海軍省丙第五十四號　海軍一般
海軍志願兵服役年期ノ計算ハ處刑及ヒ逃亡中ノ日數ヲ除算スヘシ此旨相達候事
明治十八年十月六日　海軍卿 伯爵川村純義

○明治十八年十月五日
兼任東京大學教授 農商務少書記官正七位 和田維四郎

○東京大學及東京職工學校傭獨逸國人工業化學者ドクトル ワグネル ハ農商務省に於ても顧問として本月一日より向三箇年間傭入れたり

○起業公債證書の元金償還のため來る十四日三井銀行本店にて大藏省國債記錄兩局の官吏出張の上抽籤を執行するに付き東京府官員兩名以上同店に同日午前九時出張せしむへく旨昨五日大藏卿より東京府へ達せり又第一國立銀行三井銀行へは右同様に付當府下に於て該公債證書の多額を所有せる者五名以上を撰び立會として同日同時同店にて出頭せしむへき旨を達せり

○流通紙幣現額（大藏省報告）本年九月三十日に於て流通現在紙幣額は左表の如し

紙幣	九月中發行額	九月中引揚額	差引流通現額
改造新紙幣	五七二、七一四、五〇	一、五七〇、六九〇、四〇〇	四一、四六五、八二一、二三
		二、〇三七、一〇	四七、四一四、七〇〇、三〇〇
計	五七二、七一四、五〇	一、五七二、七二七、五〇	八九、六六〇、五二一、四五三

備考　本表は本年九月三十日に於る政府紙幣の流通現額を示す○其發行額とあるは客明治十三年二月五日第五號及同十五年八月第四十五號の布告に據りて損傷札の交換として發行せられたる者なり○其の引揚額とあるは損札交換の爲に引揚けたるものゝ五十七萬二千七百十四圓五十錢並に金札引換公債證書に交換せられざるものゝ百萬圓及描改札等の引揚に係るものゝ十三圓なり○紙幣に十錢以下の零札なし然るに表中零數あるものは他なし出納局の勘定支拂上に於て假令銅貨錢を以てする者と雖其の記簿の紙幣に屬するものは之と紙幣視するの慣例なるを以てなり
（以上六件本年十月六日官報）

雜報

○朝鮮英國總領事　此程朝鮮在勤英國總領事に任ぜられたるコルボルン ベーバー氏は近々本國政府よりの特命を受けて東京支那の境界に赴くべしと云ふ同氏が此度の用向は目下同地方の有樣未だ安靜ならざると以